

東海五道支隊を以てす。

二、家族長給の件

卒の長給を支給するに決す。

月給 一圓八十錢以上 一階

月給 一圓五十錢以上 一階五分

月給 一圓三十錢未満 二階

日給 一圓未満 三階

日給 一圓未満 三階

日給 一圓未満 三階

日給 一圓未満 三階

日給 一圓未満 三階

日給 一圓未満 三階

一、職制上の件

東海五道支隊を以てす。

財團 協同會名古屋出張所

三、深夜兼手當の件

月額五圓以上支給されたし

四、満期手當の件

イ、在職三年以上の勤続者は一ヶ年毎に金壹百圓を支給されたし

ロ、三ヶ年未満の者には一ヶ年毎に六十圓を支給されたし

五、社宅増築の件

社宅増築を圖り住居の便を具へられたし

但し社宅増築なき場合は通勤手當として月額五圓以上を支給されたし

附

一、工場完備の件

一、工場内の瓦斯排氣設備の完備

二、工場内の床上乾燥設備

三、送風機と送風管の取り付け設備

四、更衣場の件